



厚生労働省北海道労働局発表  
平成30年11月1日

【担当】  
厚生労働省  
北海道労働局労働基準部賃金室  
室長 松坂 伸雄  
室長補佐 田中 洋満  
電話:011-709-2311 (内 3531)

## 北海道特定最低賃金の改定（引上げ）について

本年10月1日に発効となった「北海道最低賃金」の改定に続き、「北海道特定最低賃金（4業種）」が本年12月1日から改定されることになりました。

(表) 北海道特定最低賃金の改定内容

特定最低賃金の件名	改定後の 時間額	改定前の 時間額	引上額 (引上率)	発効日
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	871円	850円	21円 (2.5%)	12月1日
鉄 鋼 業	948円	927円	21円 (2.3%)	12月1日
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	868円	842円	26円 (3.1%)	12月1日
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	866円	845円	21円 (2.5%)	12月1日

なお、北海道最低賃金（地域別最低賃金）については、既に本年10月1日に改正発効し、時間額835円となっており、その周知に努めるとともに、履行確保を図っていくこととしています。